

平成15年8月19日  
人事院総務局

## 行政訴訟検討会・水野武夫委員の問い合わせ事項について

7月24日の行政訴訟検討会ヒアリングにおいて、水野武夫委員からお問い合わせがあった事項について、下記のとおり見解を申し述べます。

### 水野委員の御発言

「被処分者の公務員の立場からすると、やはり仮の救済という制度が適用されないと困るということになりませんか。」

### 記

国家公務員制度は、国民に対し公正かつ効率的な公務運営を保障するための基盤となるものであり、そのような機能を果たす上で、公務員及び公務員制度に対する国民の信頼を確保する必要がある。

職員に対する分限処分は、公務能率の確保の観点から、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない等の事由がある場合に、当該職員を官職あるいは職務から排除するものであり、これに対して訴訟係属中に執行停止が行われた場合、任命権者が、上述の理由により官職あるいは職務から排除した者が復帰することとなり、公務の能率的な運営が阻害されるおそれがある。

また、職員に対する懲戒処分は、公務部内の秩序を維持するとともに、公務に対する国民の信頼を確保する観点から、非違行為を行った職員に対する制裁として行うものであり、これに対して訴訟係属中に執行停止が行われた場合、任命権者が、非違行為を行ったと判断し処分した者が公務に復帰することとなり、公務部内の秩序維持が阻害されるとともに、国民の信頼確保が図れなくなるおそれがある。

例えば、無断欠勤や同僚職員への暴言・暴行等の勤務態度不良を理由に懲戒処分に付された職員が、執行停止により公務に復帰できることとなった場合、同僚職員等のモラルに悪影響を与えるなどして、公務部内の秩序維持が阻害されるおそれがある。

また、公金横領等の悪質な非違行為を理由に懲戒処分に付されこれらが報道された職員が、執行停止により公務に復帰できることとなった場合、国民からはなぜ悪質な非違行為を行った職員が公務に復帰して給与が支給されるのかといった批判が生じることが予想され、公務に対する国民の信頼確保を図ることができないおそれがある。

すなわち、公務員制度の基本として公務の能率的運営、公務部内の秩序維持、国民の公務に対する信頼確保が重要であり、これは職員に対する救済を考える場合にも重視する必要がある。訴訟係属中の分限処分及び懲戒処分に対する執行停止は、上記のとおり適当とは考えられない。

一方で、職員に対する救済措置の観点からは、中立第三者機関である人事院に対する不服申立ての制度が設けられている。人事院の判定は処分の修正、取消を行うことができ、俸給等の給与についても弁済の指示をすることにより、処分を受けていた間の経済的損害も遡及的に回復されるものであることから、人事院が迅速な審査、判定を行うことにより職員の利益は保障されるものと考えられる。

以 上